

夜間に人工透析で通院している人へ 福岡県腎臓疾患患者 福祉給付金（後期分）

●対象者 次の全てに当てはまる人

◇県内に住んでいる

◇身体障害者手帳を持っている

◇夜間の人工透析治療（治療開始時間が午後5時以降）の回数が

1カ月5回以上

◇次のいずれかに当てはまる

・自宅から医療機関までの距離が片道10km以上

・通院のため公共交通機関またはタクシーの運賃を1カ月2000円以上負担

※タクシー利用の場合は、領収書による証明が必要

※所得制限あり

●対象期間 令和5年10月～令和6年3月

●給付金 月額2000円

●必要なもの ①申請書②通院証明書③債権者登録申出書④住民票

⑤申請者と配偶者・扶養義務者の令和4年分の所得を証明するもの（令和5年度市県民税課税証明書など）⑥通帳のコピー

※①～③は申請先で配布

※③⑥は初めて申請する人のみ提出

●申請期限 4月1日（月）申請と問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852

☎(573)8083

資格喪失後に国保の保険証を使わないで

次の場合、市で交付する国民健康保険被保険者証（保険証）は使用できません。

◆職場の健康保険に加入したとき

職場の健康保険証の「認定年月日（交付日ではありません）」以降

◆他市町村へ転出したとき

転出先の市町村で交付される保険証の「資格取得日（もしくは適用開始年月日）」以降

資格喪失後に市の保険証で診察を受ける、本来、職場の健康保険や転出先の市町村が負担すべき医療給付分（医療費の7～8割）を、市が医療機関などへ支払います。市が支払った分は、受診当時の世帯主が、大野城市に返還しなければなりません。

新しい保険証が届く前に病院で受診するときは、医療機関などに相談

するか、全額支払った後で新しい健康保険に医療給付分を申請してください。

●問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1846

計画を策定しました

①第1期大野城市地域福祉計画

地域に暮らす全ての人が、自分らしくすこやかに生活できる地域共生社会の実現を目指すための計画です。

②第7期大野城市障がい福祉計画・

第3期大野城市障がい児福祉計画
障がいのある人が、自分らしく、心豊かに、暮らすことができるまちづくりを進めるための計画です。

●閲覧場所 ◇市役所1階福祉サ-

ビス課◇市ホームページ◇行政資料室（市役所新館3階）

●問い合わせ先

①福祉サービス課福祉政策担当

☎(580)1851

②福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852

☎(573)8083

✉fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

4月1日（月）から 「新型コロナウイルスワクチン 接種」に関する窓口が 変わります

●3月29日（金）午後5時まで

◇新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎(580)1892

◇健康課感染症対策担当（市役所新館3階） ☎(580)1891

●4月1日（月）から

健康課感染症対策担当（すこやか交流プラザ1階） ☎(501)2222

